

幼稚園・保育所(園)・認定こども園 令和5年度入所申請について

問合せ
すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当
☎991-1876

※施設によって申請方法・日付等が異なりますのでご注意ください。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定を大幅に変更する場合があります。予めご了承ください。

【幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)】

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
入園をご希望の方は、各園までお問い合わせください。

■入園願書配布日/10月15日(土)から

■入園受付日/11月1日(火)

たから幼稚園 ☎991-2828
認定こども園こどものもり ☎993-0580
認定こども園みどりの丘こども園 ☎991-2277



【保育所(園)・認定こども園(保育所部分)】

就労などの理由で家庭での保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。入所をご希望の方は、すこやか子育て課までお問い合わせください。

■申込書配布/11月1日(火)から、すこやか子育て課又は保育所(園)・認定こども園で配布

■入所受付日/ ①書類受付期間 令和5年1月13日(金)9:00~14:00、14日(土)9:00~12:00
②面接期間 令和5年1月16日(月)~20日(金)のうち指定された日時
※詳細については、広報11月号でご案内します。

■町外の保育所(園)の入所申込/別途手続きが必要ですので、10月5日(水)までに、すこやか子育て課にお越しください。

児童手当制度の一部変更について (大切なお知らせです。必ずご確認ください)

問合せ
すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当
☎991-1876

令和4年10月支給分から特例給付支給の所得上限額が設けられ、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、受給資格を喪失し児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

扶養親族等の数 (※カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)
0人(前年末に児童が生まれていない場合)	622	833.3	858	1,071
1人(児童1人の場合)	660	875.6	896	1,124
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合)	698	917.8	934	1,162
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合)	736	960	972	1,200
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合)	774	1,002	1,010	1,238
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合)	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(以下、「扶養親族等」)。里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した方の数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の方に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみでの計算であくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。